

IGA専門部会規約

第1条 本規約は日本地熱学会専門部会規定(以下、規定と略す)第6条に基づきIGA専門部会について定める。

第2条 (目的)本専門部会は、IGA(International Geothermal Association, 国際地熱協会)と連携し、地熱に関する学問・技術の発展・普及、ひいては、エネルギー問題、環境問題の緩和および国民生活の向上に寄与することを目的とする。具体的には、専門部会としてIGAに組織加盟し、日本を代表して、IGAの実施する事業ならびに関連事業を行うとともに、我が国の地熱学界とIGAとの窓口となる。

第3条 (設置期間)本専門部会には、設置期間は設けない。

第4条 (事業)本専門部会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学会を代表して、IGAに組織加盟すること
- (2) IGA会員として、IGAの諸事業に参画するとともに関連国内事業を行うこと
- (3) 国際交流委員会と協力して、地熱に関する国際協力に努めること
- (4) 日本地熱学会誌、本学会ホームページ等を通じての情報提供及び図書を刊行すること
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第5条 (参加)本学会の会員(正会員、賛助会員、名誉会員)は、文書を部会長に提出することにより、本専門部会に参加することおよび本専門部会から退会することができる。

第6条 (事業費および活動費)本専門部会の事業費および活動費は、規定第7条に従うものとする。

2. 特定の事業のための目的に限った場合には、本専門部会独自の収入を集めることができる。
3. 必要なときは部会員より活動費を徴収することができる。

第7条 (部会長および幹事)本専門部会には、部会長および若干名の幹事を置く。

2. 部会長は本学会正会員とする。
3. 部会長の任期は2年とし再任を妨げない。
4. 部会長の選任は部会員の互選による。ただし、評議員会の承認を必要とする。
5. 幹事は部会員の中から部会長がこれを委嘱する。なお、必要に応じて、副部会長をおくことができる。副部会長は部会員の中から部会長がこれを委嘱する。

第8条 (事業、会計ならびに報告)本専門部会は、本規約第4条に定めた諸事業を行うものとし、また、必要な場合はこれらに関して評議員会へ意見具申する。

2. 本専門部会の事業年度は、毎年10月1日に始まり、9月30日に終了する。
3. 本専門部会の運営に関するすべての業務は、専門部会でを行うことを基本とする。
4. 本専門部会の年度事業計画および予算案は、評議員会の承認を得なければならない。また、学会事業年度終了後最初の評議員会に、事業報告および収支決算を提出し、承認を得なければならない。

第9条 (解散)本専門部会は部会員の過半数の合意により、会長に解散を申し出ることができる。

第10条（付則）この規約は平成15年11月23日より適用される。

2. 本規約の変更には評議員会の承認を要する。

3. 本規約第5条にかかわらず、発足時の会員は、設立準備委員と設立総会出席者をもって、部会員とみなす。